

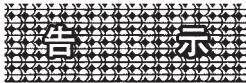
長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
第14条第10号中「(以下)」を「(法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。)」(以下)に改める。
第22条第10号中「又は移動を伴う」を「若しくは移動を伴う実証

実験又は人の移動の用に供するロボットの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

交通企画課
交通規制課



長野県告示第354号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成27年7月30日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 指定訪問介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
株式会社AWあんじゅり	あんじゅり AW	松本市梓川倭2317-1	平成27年7月16日
株式会社AWあんじゅり	あかり AW	松本市梓川倭2675-1	平成27年7月16日
株式会社AWあんじゅり	いずみのさと AW	松本市島立771-1	平成27年7月16日

(登録特定行為事業者 指定介護予防訪問介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
株式会社AWあんじゅり	あんじゅり AW	松本市梓川倭2317-1	平成27年7月16日
株式会社AWあんじゅり	あかり AW	松本市梓川倭2675-1	平成27年7月16日
株式会社AWあんじゅり	いずみのさと AW	松本市島立771-1	平成27年7月16日

(登録特定行為事業者 指定特定施設入居者生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人ひなたぼっこ	ケアハウスひなたぼっこ	諏訪郡原村南原18638-1	平成27年7月16日

介護支援課

長野県告示第355号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年7月30日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

佐久市

2 都市計画事業の種類及び名称

佐久都市計画下水道事業 佐久市公共下水道

3 事業施行期間

昭和49年3月11日

平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和49年長野県告示第133号、昭和54年長野県告示第265号、昭和57年長野県告示第101号、昭和59年長野県告示第849号、昭和62年長野県告示第187号、平成元年長野県告示第207号、平成4年長野県告示第452号、平成7年長野県告示第809号、平成12年長野県告示第315号、平成15年長野県告示第231号、平成21年長野県告示第310号及び平成25年長野県告示第153号の事業地に長野県佐久市桜井字松原免、字東畠、字北畠、字下田、字石合、字東田、字町、字北、字石堂、字平馬塚、字四十九、字和泉屋敷、字橋詰、字五反田、字西屋敷、字東屋敷、字南屋敷、字北屋敷、字北谷、字玉淵、字八反田、字北谷地、字谷地、字東谷地、字蟹田、字道本、字腰巻、字兒子塚、字宮浦、字金井場、字前谷地、字上前田、字東、字前田、字西、字田中、字下山の神、字西前田、字森並びに伴野字芳田、字土手蔭並びに田口字上ノ平、字宮ノ沢、字上宮代、字下宮代、字英田地畠、字上神

道路管理課

原、字川原宿、字高橋、字大町、字下神原、字道場、字五庵、字龍岡、字下川原、字十六番を加え、長土呂字仲田並びに田口字割塚、字中原、字羽毛田、字羽毛田端、字明法寺並びに三分字古川地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第356号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行います。

平成27年7月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 日時
平成27年8月12日（水）午前10時30分
- 2 場所
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県庁 議会棟501号会議室
- 3 被聴聞者
 - (1) 商号
軽井沢土地株式会社
 - (2) 代表者氏名
小平 保
 - (3) 主たる事務所の所在地
北佐久郡軽井沢町大字発地1398番地
 - (4) 免許証番号
長野県知事（7）第3527号
 - (5) 免許年月日
平成26年3月9日

建築住宅課

長野県松本建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年8月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年7月30日

長野県松本建設事務所長 石井 杉男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寺村南松本停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市平田1丁目2番3地先から 松本市出川町20番地4地先まで	旧	m 9.6~9.9	km 0.2296
同上	新	9.6~31.0	0.2296

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年7月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成27年7月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人グリーンウッド自然体験教育センター
- 3 代表者の氏名
辻 英之
- 4 主たる事務所の所在地
下伊那泰阜村6342番地2
- 5 定款に記載された目的
この法人は、日本の豊かな自然環境を活用した自然体験教育事業を推進し、もって青少年の健全育成及び国民の豊かな余暇生活の構築に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年7月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成27年7月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
N P O 法人さくら会
- 3 代表者の氏名
花形 春樹
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字長野桜枝町859番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者を初めとした様々な障害を持った人達及び高齢者等の地域生活を支援し、誰もが住みやすい町づくりを目的とする。

県民協働課